

地方自治法の一部を改正する法律の概要

1 議会活動の範囲の明確化

各派代表者会議、全員協議会等議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確にするため、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとすること。

2 議員の報酬に関する規定の整備

議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするるとともに、名称を「議員報酬」に改めること。

3 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日